

企画競争実施の公示

令和8年9月30日
観光庁参事官（外客受入担当） 今井 盾介

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 観光課題の解消に向けた仮説と対策の検討手法に関する調査事業
- (2) 業務内容 我が国における一部の観光地において発生している、観光客の集中に伴う過度の混雑やマナー違反等の観光課題について、その発生要因に関する仮説設定や仮説に基づく効果的な対策の検討までの一連の分析作業を試行的に実施し、その分析結果を体系的に整理する。また、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等の地域関係者が、自地域における観光課題の背景や要因を把握し、仮説を設定し、仮説に基づく地域の実情に応じた対策の検討・実施をすることができるよう、こうした一連の分析作業を整理した手引書を作成することで、我が国における持続可能な観光の推進を図る。

- (3) 履行期限 令和9年3月16日(火)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁外客受入担当参事官付（担当：齋藤、坂川、古谷）
電話：03-5253-8972（直通）
電子メール：saitoh-f26m@mlit.go.jp sakagawa-r269@mlit.go.jp furutani-s2d2@mlit.go.jp
- (2) 企画競争説明書の交付期間、交付連絡先及び方法
令和8年9月30日(水)から令和8年11月6日(金)まで。3. (1)に同じ。
企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め3. (1)の担当まで事前連絡を行うこと。担当より電子メールにて交付する。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
原則として電子メールにより提出すること。3. (1)に同じ。令和8年11月9日(月)17時00分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
無（企画提案書に係る不明点がある場合の質問は電子メールのみにより受け付けるものとし、3. (1)の担当まで送付すること。これに対する回答は、随時、全ての説明書受領者へ電子メールにより送付する。この際、質問をした説明書受領者に関する情報は、他の説明書受領者に対して一切開示しない。）
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要に応じて、ヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に

基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点

- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。